

平成29年7月21日

各都道府県介護福祉士試験担当者各位

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
登録部

平成29年度から平成33年度までに介護福祉士養成施設を卒業した方々を対象とする経過措置と介護福祉士登録のご案内の送付

当センターの運営につきましては、かねてより格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて各都道府県介護福祉士試験担当者の皆様におかれましては既にご承知のことと存じますが、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）の施行により、平成29年度から介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となる（介護福祉士の登録を受ける）には、介護福祉士試験に合格することが必要となりました。

この改正については経過措置が設けられており、平成29年度から平成33年度までに介護福祉士養成施設を卒業した方々については、介護福祉士試験に合格しなくても5年間は介護福祉士となる資格を有する者とされたところです。

この度、当該経過措置の概要と介護福祉士登録の手続きをまとめたご案内を（公財）社会福祉振興・試験センター登録部において作成し各介護福祉士養成施設に送付しましたので、ご了知願います。

なお、介護事業所等から当センターに問い合わせがあることから、管内関係者への周知等についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先 登録部
担当者 粕谷、平本
電話 03-3486-7511

